

秋田育英奨学金奨学生選考基準

平成25年3月27日制定

公益財団法人秋田県育英会秋田育英奨学金貸与規程第5条の規定に基づき、秋田育英奨学金奨学生の選考基準を次のとおり定める。

1 選考基準

(1) 学力について

勉学意欲があり、優秀な学習成績を修める見込みがあること。

(2) 家計について

家計支持者（父母、父母がいない場合は、代わって家計を支えている人）の収入で算出した認定所得金額から特別控除を差し引いた額が月額奨学金、大学入学一時金及び専修学校入学一時金では300万円以下であること。

※ 認定所得金額及び特別控除額は次のとおり

ア 認定所得金額

給与収入の場合 $\text{認定所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{所得控除額}$ （別表1）

給与以外の収入の場合 $\text{認定所得金額} = \text{確定申告書の所得金額}$

イ 特別控除額（別表2）

(3) 人物について

将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

(4) 健康について

修学に十分耐えうると認められること。

2 選考方法

(1) 月額奨学金、大学入学一時金及び専修学校入学一時金について

学力及び家計について下記により各50点満点で得点を算出し、合計得点の高い順に選考する。ただし、学習成績評定平均値が極端に低い者については、合計得点だけで機械的に選考しないこととする。

ア 学力得点について

学習成績評定平均値「5.0」につき50点とし、「0.1」下がる毎に1点ずつ減じて算出する。

イ 家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入で算定した認定所得金額から特別控除を差し引いた額（マイナスの場合は0円）を世帯別収入基準額（別表3）で除して得た基準充足率が0%の場合を50点とし、1%増す毎に0.5点ずつ減じて算出する。

3 その他

この基準に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

改正後の基準は、平成27年度以降の奨学生採用からとし、それ以前の奨学生については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

改正後の基準は、平成30年度以降の奨学生採用からとし、それ以前の奨学生については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年7月7日から施行する。

改正後の基準は、平成30年度以降の奨学生採用からとし、それ以前の奨学生については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

改正後の基準は、令和4年度以降の奨学生採用からとし、それ以前の奨学生については、なお従前の例による。